

令和6年宮古市介護予防・日常生活支援総合事業における 緩和型サービスの開始に伴う単価等の設定及び市長が定める基準について

宮古市介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）における単価等及び指定事業者の指定に関する市長が定める基準について、介護保険法施行規則140条の63の2第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和3年厚生労働省告示第72号。以下「報酬告示」という。）及び介護保険法施行規則第140条の63の6第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和6年厚生労働省告示第84号。以下「基準告示」という。）を勘案し、次のように取り扱うこととする。

1 介護予防・日常生活支援事業における単価について

総合事業のサービスのうち、指定事業者により提供されるサービス（従前の介護予防訪問介護または介護予防通所介護に相当するサービス）の単価は、介護保険法施行規則により国が定める額を勘案して市町村が定めるものである。

この度、本市で緩和型サービスを開始することから、宮古市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業支給費の額等を定める要綱（以下「市要綱」という。）について、次のとおり改正する。

2 基本報酬について

基本報酬について、次のとおり新設する。

(1) 基準緩和訪問型サービス費（事業対象者・要支援1・要支援2）

通所型サービス費（訪問型サービスA）

- ・ 訪問型サービス 200単位（週1回/20分以上45分未満）
- ・ 訪問型サービス 225単位（週1回/45分以上）

(2) 基準緩和通所型サービス費（事業対象者・要支援1・要支援2）

通所型サービス費（通所型サービスA）

- ・ 通所型サービス 350単位（週1回/2～3時間・入浴（入浴介助なし）と食事）
- ・ 通所型サービス 350単位（週1回/2～3時間・食事と交流）

3 加算及び減算項目について

(1) 加算項目について

加算について、次のとおり新設する。

ア 基準緩和訪問型サービス

(ア) 介護職員等処遇改善加算

基準緩和訪問型サービス加算の区分	加算できる期限
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	+所定単位数×245/1000
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	+所定単位数×224/1000
介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	+所定単位数×182/1000
介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	+所定単位数×145/1000

介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（１）	+ 所定単位数× 221 / 1000	令和7年3月31日まで
介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（２）	+ 所定単位数× 208 / 1000	
介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（３）	+ 所定単位数× 200 / 1000	
介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（４）	+ 所定単位数× 187 / 1000	
介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（５）	+ 所定単位数× 184 / 1000	
介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（６）	+ 所定単位数× 163 / 1000	
介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（７）	+ 所定単位数× 163 / 1000	
介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（８）	+ 所定単位数× 158 / 1000	
介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（９）	+ 所定単位数× 142 / 1000	
介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（１０）	+ 所定単位数× 139 / 1000	
介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（１１）	+ 所定単位数× 121 / 1000	
介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（１２）	+ 所定単位数× 118 / 1000	
介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（１３）	+ 所定単位数× 100 / 1000	
介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（１４）	+ 所定単位数× 76 / 1000	

（イ） 特別地域加算 所定単位数× 15 / 100

（ウ） 中山間地域等における小規模事業所加算 所定単位数× 10 / 100

（エ） 中山間地域に居住する者へのサービス提供加算 所定単位数× 5 / 100

イ 基準緩和通所型サービス

（ア） サービス提供加算

基準緩和通所型サービス加算の区分		単位数
サービス提供加算（Ⅰ）	事業対象者・要支援1	88単位（1月につき）
	事業対象者・要支援2	176単位（1月につき）
サービス提供加算（Ⅱ）	事業対象者・要支援1	72単位（1月につき）
	事業対象者・要支援2	144単位（1月につき）
サービス提供加算（Ⅲ）	事業対象者・要支援1	24単位（1月につき）
	事業対象者・要支援2	48単位（1月につき）

（イ） 介護職員等処遇改善加算

基準緩和通所型サービス加算の区分		加算できる期限
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	+ 所定単位数× 92 / 1000	令和7年3月31日まで
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	+ 所定単位数× 90 / 1000	
介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	+ 所定単位数× 80 / 1000	
介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	+ 所定単位数× 64 / 1000	
介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（１）	+ 所定単位数× 81 / 1000	
介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（２）	+ 所定単位数× 76 / 1000	
介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（３）	+ 所定単位数× 79 / 1000	
介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（４）	+ 所定単位数× 74 / 1000	
介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（５）	+ 所定単位数× 65 / 1000	
介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（６）	+ 所定単位数× 63 / 1000	
介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（７）	+ 所定単位数× 56 / 1000	

介護職員等処遇改善加算（V）（８）	＋所定単位数×６９／１０００	
介護職員等処遇改善加算（V）（９）	＋所定単位数×５４／１０００	
介護職員等処遇改善加算（V）（１０）	＋所定単位数×４５／１０００	
介護職員等処遇改善加算（V）（１１）	＋所定単位数×５３／１０００	
介護職員等処遇改善加算（V）（１２）	＋所定単位数×４３／１０００	
介護職員等処遇改善加算（V）（１３）	＋所定単位数×４４／１０００	
介護職員等処遇改善加算（V）（１４）	＋所定単位数×３３／１０００	

（ウ） 中山間地域に居住する者へのサービス提供加算 所定単位数×５／１００

（２） 減算項目について

国基準では設定されている次の減算項目について、基準緩和型サービスでは設定しないものとする。

ア 共通（基準緩和訪問型サービス及び基準緩和通所型サービス）

（ア） 高齢者虐待防止措置未実施減算

（イ） 業務継続計画未策定減算

（ウ） 同一建物減算

イ 基準緩和通所型サービスのみ

（ア） 送迎を行わない場合の減算

4 関連要綱等の改正

「宮古市介護予防・日常生活支援総合事業第１号事業支給費の額等を定める要綱」「宮古市第１号訪問事業実施要領」「宮古市第１号通所事業実施要領」の一部を改正する。

5 サービスコード表の改正

後日、市ホームページ上に掲載する。

6 施行期日

令和６年８月１日

7 市長が定める基準について

宮古市長が定める総合事業の指定事業者の指定に関する基準は、介護保険法施行規則第140条の63の6に定める基準に準じるものである。この度、本市で緩和型サービスを開始することから当該基準の一部を緩和した内容等について次のとおり定めるものとする。

(1) 基準緩和訪問型サービス

項目	内 容 等	
対象者	身体介護は必要ないが、生活機能の低下があり、生活援助が必要な高齢者 (要支援1・2、総合事業対象者)	
サービス内容	生活援助（掃除・洗濯・買い物など） ・独居者等が退院直後自宅での生活に不安を感じるような状況であり、リハビリテーション等の他のサービスを並行して利用する等、重度化防止のためのプランの一部としてのサービス ・利用は最長でも6カ月	
提供時間	所要時間20分以上45分未満	所要時間45分以上
利用回数	週1回（ひと月最大4回）	
実施事業者	法人（申請により事業者を指定） ※法人格を有していない場合であっても、人員基準、設備及び運営基準等を満たしている事業者であれば指定の申請可能とする。	
人員基準	・管理者：1名 ※業務に支障がない場合、ほかの職務又は同一敷地内の他の事業所等の兼務に従事可能。 ・サービス提供責任者：1名 ・介護職員：常勤換算で2.5名以上 ※介護職員の資格要件緩和のため「一定の講習等を受講した者」が従事できるものとする。	
設備及び運営基準	介護保険法施行規則第140条の63の6第1号に規定する基準を準用	

(2) 基準緩和通所型サービス

項目	内 容 等	
対象者	身体介護は必要ないが、生活機能の低下があり、生活援助が必要な高齢者 (要支援1・2、総合事業対象者)	
サービス内容	交流と食事を主としたサービス	入浴と食事を主としたサービス (入浴介助なし)
提供時間	2～3時間	
利用回数	週1回(ひと月最大4～5回)	
実施事業者	法人（申請により事業者を指定） ※法人格を有していない場合であっても、人員基準、設備及び運営基準等を満たしている事業者であれば指定の申請可能とする。	

人員基準	・管理者：1 名 ※業務に支障がない場合、ほかの職務又は同一敷地内の他の事業所等の兼務に従事可能。 ・介護職員：利用者15人までは専従 1 以上
設備及び運営基準	介護保険法施行規則第140条の63の6第1号に規定する基準を準用 ※ただし、設備については要件緩和のため次のとおり ・食堂及び機能訓練室は、合計面積が1.5平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とする。 ・必要な設備のうち、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室については、当該サービスの提供に支障がない場合、その全部又は一部を備えないことができる。

8 参考資料名

【参考資料1】

介護保険法施行規則第140条の63の6第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和6年厚生労働省告示第84号）

【参考資料2】

介護保険法施行規則第140条の63の6第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準について（令和6年3月15日老認発0315第4号）

【参考資料3】

介護保険最新情報 VOL1210「介護予防・日常生活支援総合事業のうち第1号事業に係る厚生労働大臣が定める基準案について」抜粋

【参考資料4】

介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（令和6年厚生労働省告示第168号）